

コモンステージ武蔵府中(杜季の街)景観協定

決定年月日	平成21年9月17日
認可年月日	平成21年10月21日
名称	コモンステージ武蔵府中(杜季の街) 景観協定
位置	府中市朝日町1丁目24番1ほか
面積	27,141.25平方メートル
有効期間	協定区域内の土地に2以上の土地の 所有者等が存することとなった時か ら10年間



- ☆ 景観協定とは、景観法に基づき、良好な景観を形成するため、皆さんで地域の実情に応じたきめ細かな取り決めを行って頂くものです。
- ☆ ここでは、府中市内における景観協定の事例を紹介します。詳細は、府中市都市整備部計画課に備え置く図書を縦覧して下さい。
- ☆ お問い合わせは、府中市役所7階都市整備部計画課までお願いします。
電話：042-335-4412 E-mail：TOSIKEIO1@city.fuchu.tokyo.jp

<p>意匠及び色彩</p>	<p>建築物の意匠及び色彩は、区域内の調和を図り、良好な住宅地景観が形成されるよう配慮し、以下の基準によるものとする。</p> <p>(a) 建築物の外壁基本色の色彩は、次に掲げる色彩とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Y、YR、R 系の色相で彩度 4 以下 ・ その他の色相で彩度 2 以下 ・ 無彩色 <p>(b) 外壁全体の 1/5 以下の面積で使用する強調色の色彩は、次に掲げる色彩とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Y、YR、R 系の色相で彩度 6 以下 ・ その他の色相で彩度 3 以下 ・ 無彩色 <p>(c) 屋根の色彩は、次に掲げる色彩とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無彩色、およびその近似色で明度 5.0 以下かつ彩度 1.0 以下 ・ YR、RP 系色相（茶系色）で明度 3.0 以下かつ彩度 1.5 以下 ・ G、GY 系色相（緑系色）で明度 4.0 以下かつ彩度 1.5 以下
---------------	--

■工作物の位置、規模、構造、用途及び形態意匠に関する基準■■■■■■■■■■

<p>垣又は柵の構造</p>	<p>道路、公園及び緑地に面する垣又は柵の構造は、生垣とし、地盤面より高さ 1.8メートル以下とする。ただし、地盤面より高さが 1.0メートル以下の部分及び、門柱・門扉・透過性のある壁またはフェンス・ウッドフェンスはこの限りではない。</p>
<p>区域外周部の自然石積土留壁及び生垣植栽</p>	<p>景観保全に努め、これを撤去及び改変、出入口の設置等をしてはならない。</p>
<p>アンテナ類</p>	<p>TVアンテナ、アマチュア無線アンテナ及びこれに類するものを設置する場合は、同敷地内にあって最も高い建築物の軒の高さを超えてはならない。</p>
<p>屋外照明</p>	<p>屋外照明は、夜間における利用者の安全性を考慮し、敷地内通路、駐車場等の屋外空間において適切に配置し、その照明器具は、形態や色彩など周辺環境との調和に配慮するものとする。</p>

■緑化に関する基準■■■■■■■■■■

<p>敷地内の緑地</p>	<p>景観を損なわないようその維持管理に努めるものとし、特に道路に面する側は、シンボルツリーや生垣又は低木による植栽帯を設ける等、沿道の緑化に努め、これを保全するものとする。</p>
<p>維持・管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の各号に定める事項に配慮するものとする。 (1) 中高木については、樹種ごとの自然樹形を生かした管理を行う。 (2) 生垣又は低木については、当初の樹高及び枝張りを維持するよう管理を行う。 (3) 地被類については、繁茂しないよう努め、雑草については随時除去を行う。 (4) 第1号から第3号を踏まえ、周辺宅地との緑のバランスを考え、樹高や緑のラインを揃えるなど、緑が連続した街並み景観の保全に努める。 ● 土地の所有者等は、植栽した樹木等が良好に育成するように病害虫駆除、施肥、剪定等保護管理を自己の責任と負担で行わなければならない。 ● 樹木等が、増改築または工作物の設置等に支障となる場合は、適正な場所に移植するものとし、枯損した場合は速やかに補植するものとする。 ● 土地の所有者等は、第1項から第4項における維持管理を行うにあたり、府中市に緑化相談を求めることができる。

